

岩手県告示第561号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

。

平成25年7月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村及び九戸郡洋野町
- 2 基本測量を実施する期間 平成25年8月12日から平成26年3月31日まで
- 3 実施する基本測量の種類 基本測量（災害復興計画に伴う空中写真撮影）